

活動内容

① あいさつや声かけ

「ねっとわーく」の基本として一番大切なことは、ご近所の方と顔見知りになり、気軽に声をかけあえる関係をつくることです。

日常のあいさつや声かけを通して「向う三軒両隣」の「お互いさま」のご近所づきあいを築いていきましょう。

② さりげない見守りと気づき

買い物や散歩、通勤など、普段の生活の中で、高齢者や身体の不自由な人などに変わりがないかちょっと気にかけることが、大きな見守りになります。

もしも下記のような異変や「変だな」と感じたら、また、地域住民の方から連絡が入ったら地区の民生委員・児童委員に連絡してください。

連絡の内容や結果について、皆さんや住民の方が責任を問われることはありません。

◆ 異変のサインの例 ◆

- *いつも散歩をしたり、地域の集まりに参加していた方を急に見かけなくなった。
- *外出している様子がない。
- *郵便受けに、新聞や郵便物が溜まっている。
- *何日も雨戸が閉まりっぱなしになっている。洗濯物が干しっぱなしになっている。
- *高齢者や子どもの悲鳴、泣き声、大人の怒鳴り声が頻繁に聞こえる。
- *いつも身体にあざがあり、その理由を話そうとしない。
- *家に閉じこもってほとんど外に出てこない。
- *服の着方や格好がおかしい。(はだしで外を歩いている など)
- *話がかみ合わない。(つじつまが合わない)
- *ウロウロと混乱したように歩き回っている。
- *日頃見慣れない人や車が頻繁に出入りしている。(消費者被害の恐れ)
- *家族の介護などでひどく疲れている(悩んでいる)様子がある。 など



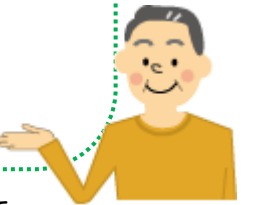
③ 民生委員・児童委員への連絡

連絡を受けたり異変を感じたら、自治会長もしくは担当民生委員・児童委員にご連絡ください。民生委員・児童委員が訪問するなど、状況を確認し対応します。

◇担当民生委員・児童委員◇ (記入しておいてください)

- 地区名 : _____
- 民生委員・児童委員名 : _____
- 電話番号 : _____

※地区を複数の民生委員・児童委員が担当している場合は、どの方に連絡していただいてもかまいません。



④ 個人情報の守秘

善意の気づきや連絡です。法的な義務はありませんが、個人情報の守秘をお願いします。

⑤ 「田名福祉ねっとわーく」シール

住民の方が連絡先の目印とするため、また、この運動について広く知っていただくため、田名地区社会福祉協議会発行のシール(下記見本)を、玄関や門扉など、目立つ所に貼付してください。(貼付は強制ではありませんが、ご理解の上ご協力をお願いします)

【見本】

